

「新潟市マンガ・アニメを活用したまちづくり構想(第3期)」素案に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市マンガ・アニメを活用したまちづくり構想(第3期)」素案について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を別表のとおり公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

今後とも本市の文化行政の推進にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

■意見募集期間

令和5年10月10日(火曜)～11月8日(水曜)

■結果公表日

令和5年12月15日(金曜)

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、文化政策課、各区役所、各出張所、中央図書館、新潟市マンガ・アニメ情報館、新潟市マンガの家にて資料配布
- ・「Yahoo! JAPAN」(地域登録:新潟市)を通じた情報発信

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数:2名(提出方法:電子メール2)
- ・意見数:2件
- ・案の修正:なし

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・文化政策課(市役所ふるまち庁舎5階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)
- ・新潟市マンガ・アニメ情報館
- ・新潟市マンガの家

■問い合わせ先

新潟市 文化スポーツ部 文化政策課(市役所ふるまち庁舎5階)
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
電話:025-226-2566 FAX:025-226-0066
E-mail:bunka@city.niigata.lg.jp

「新潟市マンガ・アニメを活用したまちづくり構想(第3期)」素案に対するパブリックコメントに寄せられた意見及び市の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	案の修正
1	第2章 6頁 ◆民間事業者の動き	<p>新潟国際アニメーション映画祭は、世界各国から刺激的なクリエイターが新潟に集まり、市民と関われる貴重な機会であると考えています。ボランティアのすそ野を広げ、高校生にも様々なクリエイターとその作品を観てもらうことで、創造性を発揮し価値を生み出す可能性が高まると考えています。</p> <p>また、専門的なクリエイターになるための座談会などもあり、次世代育成や産業としての土台を発展させる手段を映画祭は発揮していました。</p> <p>様々な年代がアニメという共通の話題を楽しめることは娯楽による幸福度を高めていけることでもあると考えられるので、今後も市民と連動した形で広く映画祭を盛り上げて頂ければと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市としましても、本映画祭が新潟市で開催されることは、意義深いことであると認識しています。そのため、主催団体の要請に基づき、本市施設の会場使用について協力を行いました。</p> <p>引き続き、本市としてできる限りの協力を行っていきたいと思います。</p>	無
2	第2章 6頁 ◆民間事業者の動き	<p>新潟国際アニメーション映画祭は継続的に開催をするべきであり、新潟市の名物的なイベントになることを強く望んでいます。</p> <p>全国で行われている視聴者や消費者に向けたアニメイベントとは異なり、クリエイターによるクリエイターのためのコンペティションという名目で行っている取り組みは面白く、他のアニメイベントと差別化されます。また、日本全国、そして新潟で活動しているクリエイターの支援にも繋がるのではないかと思います。</p> <p>一市民として、新潟市との協力と共にこのイベントを盛り上げていくべきだと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市としましても、本映画祭が新潟市で開催されることは、意義深いことであると認識しています。そのため、主催団体の要請に基づき、本市施設の会場使用について協力を行いました。</p> <p>引き続き、本市としてできる限りの協力を行っていきたいと思います。</p>	無